四3⑴中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加え、「特に、地方運輸局長にあっては、特定地域において適正と考えられる車両数を算定し、その参加する協議会に提示するものとする。」を削り、同⑵の見出し中「と事前確認」を削り、同⑵中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加え、「さらに、新規の事業許可及び事業用自動車の数を増加させる事業計画の変更認可については、特定地域における安易な供給拡大を抑制するよう、これらの許認可処分について処分基準を厳格化するとともに、審査に当たっては現地確認を徹底するなど審査の厳格化を図るものとする。」を削り、同⑶を削る。

四4及び5中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加える。

四を六とする。

三の見出し中「特定事業」を「活性化事業」に、「地域計画」を「準特定地域計画」に改める。

三柱書き中「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、「適正化及び」を削る。

三1及び2中「適正化」を「活性化」に改める。

三を五とする。

二の見出し中「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同二中「地域計画」を「準特定地域計画」に改める。

二1⑴中「協議会は、特定地域」を「準特定地域において組織された協議会（以下「準特定地域協議会」という。）は、当該準特定地域」に改め、「適正化及び」を削り、「特定地域におけるタクシー事業」を「準特定地域におけるタクシー事業」に、「協議会には」を「準特定地域協議会には」に改める。

二1⑵中「協議会」を「準特定地域協議会」に改め、「地方運輸局長」及び「適正化及び」を削り、「第九条第三項」を「第九条第四項」に、「特定地域」を「準特定地域」に改める。

二1⑶中「協議会の」を「準特定地域協議会の」に、「協議会における」を「準特定地域協議会における」に、「協議会を」を「準特定地域協議会を」に、「本法に基づく協議会とを合同で開催する等の連携」を「準特定地域協議会の連携」に改め、同⑶を同⑷とし、同⑵の次に次のように加える。

⑶　加入・脱退

準特定地域協議会の加入・脱退については、独占禁止法の趣旨にかんがみ、法第八条第一項に規定する関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその組織する団体、タクシー運転者の組織する団体並びに地域住民について、任意に加入し、脱退することができることとするとともに、法第八条第二項の規定に基づき構成員として加えた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験を有する者及びその他協議会が必要と認める者について、任意に脱退することができるものでなければならない。

二2⑴を次のように改める。

⑴　基本的な考え方

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業を巡る状況やタクシーに対するニーズは、それぞれの地域によって多種多様であることから、準特定地域計画は地域の実情に応じて作成されるべきであり、準特定地域協議会において、地域における輸送のニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、準特定地域計画の作成に当たってはそれらに的確に対応した取組を定めることが必要である。とりわけ、準特定地域は、供給過剰の兆候により、タクシー事業の収益基盤の悪化やこれに伴うタクシー運転者の労働条件の悪化が進行し、結果としてタクシーの安全性・利便性が低下しているとともに、違法駐車等により地域における円滑な交通にも支障が生じているなど地域公共交通としてのタクシーの機能が低下している地域であることに留意し、準特定地域計画を策定するに当たっては、地域の実情に応じて、供給過剰となるおそれの解消や運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

準特定地域計画の作成については、地域の自主性を尊重するものであるから、準特定地域計画の具体的な内容は、関係法令に違反せず、法及び本方針に定める事項から逸脱しない範囲内において、地域の判断に委ねられるものであるが、一1及び2のタクシー事業の適正化及び活性化の意義及び目標を踏まえ、準特定地域計画の作成に当たっては十分に準特定地域協議会で協議しなければならない。

二2⑶①中「特定地域」を「準特定地域」に改め、同⑶②中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「（昭和四十二年法律第百号）」、「（平成十九年法律第五十九号）」及び「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同⑶③中「協議会」を「準特定地域協議会」に改め、同⑶を同⑷とする。

二2⑵①中「協議会」を「準特定地域協議会」に改め、「適正化及び」及び「地方運輸局長が協議会に提示する」を削り、同⑵②中「特定事業」を「活性化事業」に、「特定地域」を「準特定地域」に改め、トを削り、同⑵③の見出し中「特定事業」を「活性化事業」に改め、同③中「三に定める事項」を「五に定める事項」に改め、同⑵を同⑶とし、同⑴の次に次のように加える。

⑵　準特定地域計画に定められた事項の実施

準特定地域計画に定められた取組の実施主体とされた準特定地域協議会の構成員は、各々が地域のタクシー事業の活性化を推進する上で重要な役割を担っていることを十分に自覚し、責任をもってこれを実行することが重要である。

二を四とし、一の次に次のように加える。

二　特定地域計画の作成に関する基本的な事項

1　協議会

⑴　基本的な考え方

特定地域において組織された協議会（以下「特定地域協議会」という。）は、当該特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定める特定地域計画の策定主体となるものであり、また、当該特定地域計画の実施に係る各関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進する上での中心的な役割を担うものである。このため、特定地域協議会にはタクシーに関係を有する地域の多様な関係者が積極的に参画し、当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーに期待される役割について総合的に検討を行うとともに、これに基づく取組の必要性についての認識を共有し、タクシー事業の適正化及び活性化に関する取組を総合的かつ一体的に推進していくことが期待される。

⑵　構成員

特定地域協議会の構成員については、法第八条第一項に規定する関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその組織する団体、タクシー運転者の組織する団体並びに地域住民のほか、必要に応じて関係する公共交通事業者、商業施設の管理者、地元企業等の多様な主体の参画を得るとともに、協議会の意見調整を円滑に進める観点から、学識経験者等のタクシー事業の適正化及び活性化について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。また、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関の参画を得ることも重要である。

なお、法第八条の二第五項第三号において、特定地域協議会が作成する特定地域計画の認可要件として、特定地域協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者の車両数の合計が当該特定地域内の車両数の三分の二以上でなければならないことが規定されているところであるが、特定地域計画の実効性をより高める観点からは、三分の二にとどまらず、できる限り多くのタクシー事業者が協議会に参画することが望ましい。

⑶　加入・脱退

特定地域協議会の加入・脱退については、独占禁止法の趣旨にかんがみ、法第八条第一項に規定する関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその組織する団体、タクシー運転者の組織する団体並びに地域住民について、任意に加入し、脱退することができることとするとともに、法第八条第二項の規定に基づき構成員として加えたタクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験を有する者及びその他協議会が必要と認める者について、任意に脱退することができるものでなければならない。

⑷　留意事項

特定地域協議会の運営に当たっては、特定地域協議会における運営の透明性、公平性、実効性及び効率性を確保する観点から、特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約を定め、適切に特定地域協議会を運営することが求められる。